

大田原市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

大田原市教育委員会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことにより、平成24年7月から8月にかけて大田原市立小中学校の通学路において関係機関と連携をして緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議をしてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「大田原市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 関係機関【大田原市通学路安全対策協議会】

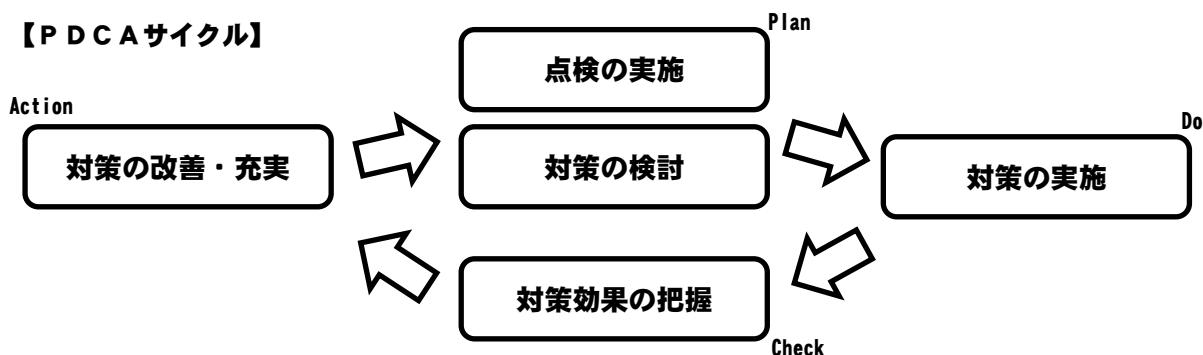
- ・大田原市教育委員会教育部学校教育課
- ・大田原市建設部道路建設課
- ・大田原市建設部道路維持課
- ・大田原市総合政策部危機管理課
- ・国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所管理第二課
- ・栃木県大田原土木事務所企画調整部企画調査課
- ・大田原警察署交通課

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も関係機関が連携して合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を以下のPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2)危険箇所の把握及び合同点検の実施

○危険箇所の把握

- ・危険箇所調査を実施します。(※学校等へ依頼、調査サイクルは3年とする。ただし、新興住宅地等ができた際は、その都度調査を実施する)
- ・学校、保護者、地域住民、自治会、一般ドライバー等からの危険箇所の連絡を関係機関で随時受け付けます。

○合同点検の実施

- ・効率的、効果的に合同点検行うため、関係機関において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ・合同点検の実施の際は、関係機関のほかに、学校、保護者、交通指導員、自治会等が加わります。

(3)対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、道路拡幅・カラー舗装・歩道・注意喚起看板・横断歩道及び信号機設置等のハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4)対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

(5)対策効果の把握

合同点検に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認します。(※学校、保護者等の意見を聴取する)

(6)対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充

実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

合同点検の結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、また、広く市民に周知するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、大田原市広報またはホームページ等を活用し公表をしていきます。